## 2. 副議長の資質を問う

イ) 町は社会福祉法人よし乃郷に配食サービス事業を委託しており、議員本人が同法人職員としてそれに従事している。

委託先の選択、委託事業成果の精査、住民・利用者からの苦情や相談の受け入れなど、議員としての責務遂行と法人利益の遂行とが利益相反関係にあることは明白。

議会基本条例第9条3項の「職権を利用した不正な影響力の行使」「その疑念を抱かせる行動」の禁止に反している。

ロ) このたびの町選管の居住実態調査における本人の供述によれば、月のうち6割は大野の自宅住所地で寝起きしているが4割はそれ以外(うち1割は施設での泊まり)であるとしている。

都市部の議員とは異なり、町議は地域に密着しての活動ができ、地域事情に精通していることが前提であり、4割は自宅で寝起きしていなという事実からは、住民への細やかな対応はもちるん、大野地域での防災・防犯等緊急時における対処も難しいと言える。

「6割居住」を言明する議員が資格を追求されず副議長を任されている現状は決して尋常なものではなく、早急な対応が迫られている。

以上、両名とも議会基本条例にそむ〈行為について反省も謝罪もないまま、議長・副議長職を続けています。公的な発言・行為は、公的に是正していかなければ、町議会そのものが町民からの信頼を失うことになります。そればかりか、周辺自治体議会は政治倫理条例を制定するなど議会改革を進めており、ときがわ町議会は基本条例さえ守られていない議会として大き〈遅れを取ることになります。

また、昨今は「公民協働」「産学協同」の実務増加に伴い、全国的にも議会のみならず一般企業や大学などでも倫理条例に「利益相反行為の禁止」条項を明記するようになっています。

このような状況等を的確にご判断のうえ、貴議会としての考えを文書にてご回答くださいますようお願いいたします。

なお、文書回答は下記宛に8月15日までにお願い致します

回答文書の有無・内容は質問内容とともに広く町民全員に公開していく所存ですので、よろし 〈お願いいたします。

以上

<回答送付先>

〒355-0354 比企郡ときがわ町番匠359-2 篠原 陽子

Tel/Fax 0493 - 65 - 4084

## 公開質問状 「ときがわ町議会議長・副議長の資質について」

ときがわ町玉川347 西原 裕之/西原多嘉子 ときがわ町番匠359-2 篠原 陽子

## 公開質問状提出の趣旨

議会の質は、法や制度に依拠することはもちろんですが、最終的には議員個々人の政治的・道義的責任感や倫理観に支えられています。近年、地方議会において議会基本条例・政治倫理条例の制定が増えてきていますが、地方分権を進めるには議員が自らを厳しく律していく意思を示し、地域住民からの負託に積極的に応えていこうという考えの現われと言えましょう。

さて、貴議会も議会基本条例を制定していますが、平成24年度第1回会議で就任した議長・副議 長の両名(笹沼和利議員・前田栄議員)については、その基本条例に反する言動が多々見聞され、 このままでは貴議会は住民の負託を裏切るものになると危惧しております。

このため、貴議会におかれましては現議長・副議長に代わり、職務を誠心誠意遂行できる者を改めて選出し議会改革への姿勢を示し、住民の信頼を取り戻すようご尽力いただきたく、ここに公開で議会としての考えをお尋ねいたします。

議長・副議長の資質を問う具体的な事由は以下の通りです。

## 1.議長の資質を問う

- イ) 平成24年第1回会議の会期中に政治団体事務所を副議長とともに訪問し、特定政党の政治家との接触を図った。その後も、議会報告会で住民から指摘された際に「これからも行く」と回答するなど、この行為を続けることを言明している。議会運営の「公正中立」に反する行為であり、町議会としての尊厳もないがしるにした。
- 口) 県・町の補助金交付団体の役員の兼職を長年続けてきており、その職務での報酬受領の事実公表も避けてきている。また役場・社協には本人自宅住所・電話番号が明記された団体パンフレットが置かれ、町公式ホームページにも団体連絡先が掲載されリンクも張られている。

議会基本条例第9条3項の「職権を利用した不正な影響力の行使」「その疑念を抱かせる行動」の禁止に反している。また、一連の行為は当然「町職員に対する要望活動」を伴っているが、その透明化義務(同3項の )も果たされていない。

八) 議会報告会で住民から前項の兼職・報酬受領の事実についての責任を問われ、「いけないのなら選挙で落とせばいい」と発言した。有権者を愚弄するものであり、住民の疑問に真摯に応えていくという、議員としての基本的な姿勢さえない。